（生活療養標準負担額の減額の対象者）

第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

二　令第十六条第一項第一号ヘ又は第二号ヘの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

三～六　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定）

第六十一条の二　（略）

2～7　（略）

8　認定を受けた被保険者（令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及び第六十六条の二第一項又は第六十七条第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の医療機関等（令第十六条第一項に規定する医療機関等をいう。第六十六条の二第四項及び第五項並びに第六十七条第四項及び第五項において同じ。）から療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。第六十六条、第六十六条の二第四項及び第六十七条第四項において同じ。）を受けたときの令第十六条第一項の規定の適用については、当該者は第六十七条第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けているものとみなす。

（令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額）

第六十三条　令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～五　（略）

（令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十四条　令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条　令第十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（生活療養標準負担額の減額の対象者）

第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

二　令第十六条第一項第一号ニ又は第二号ニの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

三～六　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定）

第六十一条の二　（略）

2～7　（略）

8　認定を受けた被保険者（令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及び第六十七条第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の医療機関等（令第十六条第一項に規定する医療機関等をいう。第六十七条第四項及び第五項において同じ。）から療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。第六十六条及び第六十七条第四項において同じ。）を受けたときの令第十六条第一項の規定の適用については、当該者は第六十七条第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けているものとみなす。

（令第十五条第一項第二号若しくは第二項第二号又は第五項第一号ロ若しくは第二号ロの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額）

第六十三条　令第十五条第一項第二号若しくは第二項第二号又は第五項第一号ロ若しくは第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～五　（略）

（令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十四条　令第十五条第一項第三号（同条第二項第三号において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条　令第十五条第一項第四号（同条第二項第四号において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。